

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社の子会社からなる当社グループは、3つの経営理念(わが社の事業原点:パレットを通じ人々の生活を便利にすること、わが社の目指す企業像:地球と人を尊重する会社、わが社の求める社員像:情熱あふれ真摯にチャレンジする人材)を掲げ、「社業を通じ社会に貢献すること」を社是としています。

当社は、この社是のもと、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化が経営の重要課題であると認識し、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を築き、透明性の高い効率的な経営に努め、グループ一体となって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

当社の「コーポレートガバナンス基本方針」は、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.upr-net.co.jp/ir/management/governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2】議決権の電子行使、招集通知の英訳

現在、海外投資家はまだ少数であることから、当社は議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については、実施しておりません。今後、株主構成を勘案し対応を検討してまいります。

【補充原則3-1】英語での情報の開示・提供

当社は現在英語での情報開示を実施しておりません。現在、海外投資家はまだ少数であり、今後、株主構成を勘案し、対応を検討してまいります。

【補充原則4-2】中長期的な業績と連動する報酬制度

当社経営陣の報酬は、業績連動部分は賞与にて反映させておりますが、中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりません。今後、中期的な業績連動報酬として自社株報酬を含めた報酬全体の構成・割合等も含めて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式

上場企業の政策保有株式を持たないことを基本方針としており、現在保有はございません。

保有する場合は、その保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会において保有の適否を検討いたします。

なお、コーポレートガバナンス基本方針に記載しており、ホームページにて開示しております。

【原則1-7】関連当事者取引

当社では、「関連当事者取引管理規程」を定め、関連当事者取引を行う場合には、取締役会の承認を得ることとしています。取締役会の承認にあたっては、関連当事者取引の合理性(事業上の必要性)および取引条件の妥当性を検討し、疑義がある場合には外部専門家と協議の上、許可を決定することとしています。

【補充原則2-4】女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保

中核人材のダイバーシティが経営の持続的発展に資すると考えて、積極的に取り組んでおり、目標は策定していませんが、既に中途採用者の30人以上を管理職へ登用しています。事業の成長を目指し、今後も積極的な登用を検討してまいります。

なお、女性については、中期経営計画2025(ver.2)において、人的資本強化のための主な取組として、人材への投資および女性管理職の登用について、2025年までに5名以上の女性管理職登用を目標とし、現在3名(外国人を含まず)となっております。

外国人については、海外事業はまだ規模が小さいこと、当社での採用も少ないことから、外国人の管理職への登用はなく、現在数値目標は設定しておりませんが、引き続き管理職となる人材を育成するなど、能力に応じて、将来的に登用を進めたいと考えています。

ダイバーシティ推進、人材育成の方針については、ホームページのサステナビリティサイト、「従業員と共に」で開示しております。

(<https://www.upr-net.co.jp/company/sustainability/for-employee/wellbeing/>)

【原則2-6】企業年金アセットオーナーとしての機能発揮

当社は、特定の企業年金基金に加入しておらず、公的年金確定拠出年金制度を導入しており、アセットオーナーとしての機能を発揮する局面はありません。

【原則3-1】情報開示の充実

1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページ(<https://www.upr-net.co.jp/company/philosophy.html>)に、当社の経営理念等は掲載しております。

2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、「コーポレートガバナンス基本方針」として当社ホームページに掲

載しております。

3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

各取締役の報酬等の配分につきましては、取締役の報酬等にかかる決定方針にもとづいて、社外取締役を過半とした任意の指名・報酬委員会が役員規程に則り厳正かつ客観的に評価のうえ役員報酬案を作成して取締役会に提言し、決定しております。なお、その裁量の範囲は、あらかじめ株主総会で決議された報酬の範囲内であります。

各執行役員の報酬等につきましては、執行役員規程に則り会社業績や経営内容、役員本人の成果・責任などを考慮して、取締役会で決定しております。

4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

社外取締役を過半とした指名・報酬委員会は、取締役会全体におけるバランスを考慮しながら、候補者の知識・見識・経験・実績などを鑑みて、取締役候補者の指名について取締役選任基本方針に基づき審議した上で、取締役会に提言を行い、取締役会にて候補者の決定をしております。

監査役の選任につきましては、監査役会にて事前に同意を得た上で、株主総会の議案として取締役会で承認を受けることとしております。

執行役員の選任につきましては、取締役または執行役員が、会社の業務に精通し、人格・識見・実行力・忠誠心ともに優れた者を推薦し、取締役会で決定しております。

5) 取締役会が上記4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選解任・指名理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3 - 1】サステナビリティについての取組みおよび人的資本や知的財産への投資等

当社は、中期経営計画2025 (ver.2)において、当社の経営戦略・経営課題を考慮のうえ、4つのマテリアリティ(重要課題)の特定を行いました。

当社のマテリアリティ

地球にポジティブな影響を与える事業活動

社会のインフラをシェアする

人間尊重

企業基盤の強化

当社は、社会や環境のサステナビリティに関する課題への取り組み強化を目的に、サステナビリティ委員会を設置しております。

サステナビリティ委員会においては、4つのマテリアリティに対する戦略の立案・実行・目標設定及び進捗管理・情報開示等を定期的に実施しております。

サステナビリティへの取り組みについて、有価証券報告書および当社ウェブサイトにて開示しております。

有価証券報告書: <https://www.upr-net.co.jp/ir/library/securities/>

サステナビリティサイト: <https://www.upr-net.co.jp/company/sustainability/>

人的資本への投資については、上記のマテリアリティ「人間尊重」に対する取り組みに加え、人材育成についての各方針制定、社員教育の体系化、ダイバーシティ&インクルージョンに関する取り組み、安全と健康に配慮した職場づくりを中心に取り組んでおります。

知的財産への投資については、先端技術を活用した効率化、自動化による顧客への価値提供に取り組んでおります。

【補充原則4 - 1】取締役会の委任の範囲

取締役会においては、決議する事項を法令及び定款に定めるもののほか「取締役会規程」において決議・報告する事項を定めております。それ以外の事項は「決裁権限規程」に基づき代表取締役以下に委任することで、業務の迅速化を図っております。

【補充原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立社外取締役の選定にあたっては、独立役員としての資格を有する者であり当社と特別な利害関係を有しない者であって、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を満たしており、実績・経験・見識等から当社取締役会においての建設的な意見を述べることができる人物を選定しております。

【補充原則4 - 10】独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言

当社は監査役会設置会社であり、監査役は3名。取締役会において独立社外取締役が過半数に達しておりますが、ガバナンスをより強化する観点から、独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。ジェンダー等の多様性の向上およびスキルの観点を含め、指名・報酬委員会が面接を含め対応し、取締役会は、当該委員会から適切な関与・助言を得ています。

指名・報酬委員会は、取締役の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役の指名について審議し、取締役会に提言すること、取締役に対する報酬を公正・透明に決定するため、役員報酬について審議し、報酬案を取締役に提言することとしております。

【補充原則4 - 11】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任の方針・手続き

取締役会は、当社グループの中長期的な企業価値の向上を実現するため、取締役の選任については、取締役選任基本方針に基づき、知識・経験・能力・見識等を考慮し多様性を確保しながら、全体としてバランス良く適正な人数で構成し、ガバナンスの高い体制を構築することとしております。なお、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する方を含んでおります。

スキル・マトリックスについては、取締役の選任に関する方針・手続と併せて株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4 - 11】取締役・監査役の上場会社の兼務状況

役員の兼任においては、合理的な範囲内であると考えております。なお、取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4 - 11】取締役会全体の実行性について分析・評価

当社は、2021年より毎年、各取締役・監査役、執行役員にアンケートおよびインタビューを行い、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行っており、その結果の概要を株主総会招集通知で開示しております。

【補充原則4 - 14】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役および監査役がその役割機能や責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得および更新の機会を必要に応じて提供しております。具体的には、e-ラーニングや社内研修会の開催のほか、社外のセミナーや研修への出席を奨励しております。また、社外役員他の講演会や勉強会も実施しております。

社外取締役については、就任時および在任中に、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境および経営課題等につき、各所管部署または担当役員等から説明を行い、十分な理解を深める機会を提供しております。

なお、方針については当社ホームページ「コーポレートガバナンス基本方針」に記載しております。

【原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針

1) 株主との対話

取締役、経営幹部、及びIR担当部署を中心として、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。

2) 社内部門の連携のための方策

社内にIR担当部署を設置しており、経営企画部門、財務部門、営業部門等と連携することで、適切な情報開示を行える体制としております。

3) 個別面談以外の対話の手段の充実

株主総会での説明のほか、会社説明会を開催することで株主・投資家等との対話の充実を図っております。

4) 株主の意見・懸念の経営陣へのフィードバックの方策

株主・投資家から得られた意見や経営課題については、経営者を含む当社役職員に適切にフィードバックし、持続的な企業価値の向上に役立てております。

5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

「インサイダー取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、重要事実の公表はできる限り早期に行います。なお、未公表の重要事実を用いずに株主・投資家との対話を行ってまいります。

なお、方針については当社ホームページ「コーポレートガバナンス基本方針」に記載しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」につきましては、2024年10月15日に公表した「2024年8月期（第46期）決算補足説明資料」の中で開示しております。詳細は当社ホームページのIRサイトからご覧ください。（<https://www.upr-net.co.jp/ir/news/>）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
酒田 義矢	3,838,000	50.11
酒田 三男	385,000	5.03
酒田 加代子	320,000	4.18
第一生命保険株式会社	287,800	3.76
ユービーアール従業員持株会	228,173	2.98
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	206,300	2.69
酒田 健治	118,200	1.54
日本駐車場メンテナンス株式会社	63,000	0.82
MSIP CLIENT SECURITIES	53,900	0.70
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	51,400	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	酒田義矢
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引については基本的に行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合には、少数株主保護の観点から、事前に取締役会において当該取引の事業上の必要性や合理性、一般の取引条件と比較した妥当性等を慎重に検討する予定です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有宗 政和	他の会社の出身者											
土田 亮	弁護士											
小野塚 邦子	他の会社の出身者											
野村 有季子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」、
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有宗 政和	○	——	有宗政和氏は、総合商社での海外事業を含めた経験や企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。
土田 亮	○	——	土田亮氏は、弁護士として、また他社社外役員としての豊富な経験と専門知識を有しており、主に法務、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただくため、社外取締役として選任しております。
小野塚 邦子	○	——	小野塚邦子氏は、大手飲料メーカーで営業企画、人事総務、グループ会社の代表取締役などを務め、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有しており、主にサステナビリティを含め当社課題に対し有益なアドバイスをいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。
野村 有季子	○	——	野村有季子氏は、公認会計士として監査業務や海外事業にも携わり、また他社社外役員として豊富な経験と専門知識を有しており、主に財務会計、コーポレートガバナンスの観点から有益なアドバイスをいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

(指名・報酬委員会)

当社は取締役 7 名のうち 4 名が独立社外取締役であり、取締役会において独立社外取締役は過半数に達しておりますが、ガバナンスをより強化する観点から独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。なお、取締役の指名・報酬等については、指名・報酬委員会が役員規程、取締役選任基本方針に基づき審議し、その提言に基づき、取締役会にて決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人及び内部監査室は、緊密な連携を保ち、積極的に意見交換・情報交換を行うことにより、各監査の実効性を高め、監査品質の向上に努めております。また内部監査室、監査役については、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、内部監査室は各部門の内部監査を通じて情報を入手、また監査役とともにリスク管理委員会等の参加により継続的に情報を入手できる体制を整備しております。会計監査人については、取締役会等の議事録の閲覧等を通じて継続的に情報を入手するほか、各部門からも直接情報を入手する体制を整備しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊東 弘美	他の会社の出身者													
松倉 稔	税理士													
鈴木 邦成	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東 弘美	○	_____	伊東弘美氏は、金融機関や他社で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、これに基づき、社外監査役として、客観的・中立的な立場からの監査を行っていただけたと考えたため選任しております。
松倉 稔	○	_____	松倉稔氏は税理士としての高い専門性、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これに基づき、社外監査役として、客観的・中立的な立場からの監査を行っていただけたと考えたため選任しております。
鈴木 邦成	○	_____	鈴木邦成氏は、生産計画や販売計画等の生産工学研究者としての専門的知見と大学教授としての経験を有しており、これに基づき、社外監査役として、客観的・中立的な立場からの監査を行っていただけたと考えたため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員規程に基づき、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益及び担当部門の事業部責任利益の対予算達成度に応じて、業績連動報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、2018年11月22日開催の第40回定時株主総会において、取締役の報酬額は役員賞与を含め年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない）と決議いただいております。各取締役の報酬等の配分につきましては、社外取締役を過半とした任意の指名・報酬委員会が、役員規程及び「取締役の報酬等にかかる決定方針」に則り厳正かつ客観的に評価のうえ役員報酬案を作成して取締役会に提言し、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催前には、事務局である経営企画部から議案について事前に資料を配布しております。取締役会では、付議事項にもよりますが、各事業部長から直接説明を受けその場で質疑応答すること等により、理解の促進が可能な体制を構築しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
-	-	-	-	――	-

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役4名)で構成され、監査役3名(うち社外監査役3名)が参加し、毎月1回、定時取締役会を、その他必要に応じて、適宜、臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営執行及び監督の最高機関であり、取締役会では、重要事項の決議、業績の状況及び業務執行の状況等の報告がなされるとともに、取締役の業務執行に関して監督がなされております。当社では、社外取締役4名(独立役員届出)を選任することで、会社の指揮命令系統から独立した立場からの公正な判断、経営上有益な助言や経営監督を行える体制の構築に努めております。

(取締役会構成員の氏名等)

議長: 代表取締役 酒田義矢

構成員: 取締役 石村浩、取締役 石川修、社外取締役 有宗政和、社外取締役 土田亮、社外取締役 小野塚邦子、社外取締役 野村有季子、常勤監査役 伊東弘美、社外監査役 松倉稔、社外監査役 鈴木邦成

(2) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)によって構成され、毎月1回定時監査役会を、その他必要に応じて、適宜、臨時監査役会を開催しております。監査役会は、経営全般及び個別案件に関して公正不偏の立場で意見交換を行うとともに、内部統制システムの整備運用状況を含め、取締役の職務の執行を監査しており、監査役会では、監査方針、監査項目、監査方法、監査計画等を決定するとともに、監査結果について適宜協議を行っております。さらに、監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うことで相互認識を深めております。当社では、社外監査役3名(独立役員届出)を選任することで、会社の利害関係から独立した立場から、経営上有益な助言や経営監督を行うことができる体制の構築に努めております。

監査役は、定時・臨時取締役会、執行役員会、リスク管理委員会、予算・中計検討会等重要会議への出席、取締役・重要な使用人からの聴取、重要文書の閲覧、本部各部・営業所往査による日常的監査等を通じ、取締役の業務執行状況、内部統制の整備運用状況、財産管理状況等について監査を実施しております。

(監査役会構成員の氏名等)

議長: 常勤監査役 伊東弘美

構成員: 社外監査役 松倉稔、社外監査役 鈴木邦成

(3) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、必要に応じ適宜相談を行い、適切な監査が実施されております

(4) 内部監査体制

当社では代表取締役の直属の独立した組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、実務経験を積むことによって培われた専門的な知識を有する従業員で構成され、組織の中で独立した立場で監査を実施しております。業務活動が法令・定款及び諸規程等に準拠し、かつ経営目的達成のため、合理的・効率的に運営されているかを監査するとともに、会計記録が会計に関する基準及び「経理規程」等などに準拠して正確に処理され、かつ各種資産の管理及び保全が適正に行われているかを監査しております。このような監査を通じて、不正・誤謬の防止、業務活動の改善・向上等を目的として、内部統制及びリスク管理体制等を監査しており、指摘事項があれば被監査部門に対して指示をしております。

(5) 執行役員会

執行役員会は、社長執行役員を議長とし、全執行役員で構成され、原則として毎月1回以上開催し、経営の執行に関する事項の協議等を行う場としております。

(6) 各種委員会、会議体の設置

その他、当社グループでは以下のような会議体、委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

(指名・報酬委員会)

当社は取締役7名のうち4名が独立社外取締役であり、取締役会において独立社外取締役は過半数に達しておりますが、ガバナンスをより強化する観点から独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。なお、取締役の指名・報酬等については、指名・報酬委員会が役員規程、取締役選任基本方針に基づき審議し、その提言に基づき、取締役会にて決定しております。

(指名・報酬委員会構成員の氏名等)

委員長: 社外取締役 有宗政和

構成員: 代表取締役 酒田義矢、社外取締役 土田亮、社外取締役 小野塚邦子、社外取締役 野村有季子

(リスク管理委員会)

当社は、当社グループのリスクマネジメントの基本的な考え方、活動の枠組み及びマネジメント体制を明確にし、会社全体及び個々の組織がリスクへ適正な対応を行い、当社グループの事業活動及び組織運営の発展と安定化を図ることを目的とした「リスク管理規程」を制定するとともに、リスクの分析及び評価、リスクの対応方針の策定、リスクマネジメント体制の運用における定期的な確認を行うリスク管理委員会を設置しております。本委員会は、代表取締役を委員長とし、取締役・監査役・内部監査室長によって構成され、原則として四半期に1回開催しております。

(リスク管理委員会構成員の氏名等)

委員長: 代表取締役 酒田義矢

構成員: 取締役 石村浩、取締役 石川修、社外取締役 有宗政和、社外取締役 土田亮、社外取締役 小野塚邦子、社外取締役 野村有季子、常勤監査役 伊東弘美、社外監査役 松倉稔、社外監査役 鈴木邦成、内部監査室長

(サステナビリティ委員会)

当社は、事業とサステナビリティの実現の一体化を図るとともに、全社推進体制を確立し、企業価値の向上を図ることを目的として、サステナビリティ委員会を設置しております。本委員会は、四半期に1度以上開催し、サステナビリティの実現に向けた方針の策定、重点課題の決定、その取り組みの推進等を行い、取締役会への報告を行っております。

(サステナビリティ委員会構成員の氏名等)

委員長: 代表取締役 酒田義矢

副委員長: 取締役 石川修

構成員: 物流事業部長、コネクティッド事業部長、DX・マーケティング企画部長、人事部長、総務部長

(予算・中計検討会)

予算・中計検討会は、社長執行役員を議長とし、執行役員・常勤監査役、事業部門・管理部門の部門長によって構成されております。会議での議

論を通し各部門及び当社グループの予算及び中期経営計画を検討しております。

当社では、以上のような企業統治の体制を構築・維持することにより、コーポレート・ガバナンスに期待されている「適正かつ効率的な業務執行」と「適切な監督機能」を実現できるものと考えていることから、現在の体制を採用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社制度を採用し、社外取締役4名、社外監査役3名を選任することで、透明性の高い経営体制の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスの充実に力を入れております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、招集通知の早期発送に努めております。また当社ホームページ上のIRサイト(https://www.upr-net.co.jp/ir/)に招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算であることから、集中日に該当しないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	海外投資家や機関投資家の株主構成・議決権行使状況を勘案しながら、今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の株主構成等を勘案し議決権電子行使のプラットフォームへの参加を今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳については、海外投資家等の株主構成を勘案し検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社のホームページ上のIRサイトにて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2024年10月に個人投資家も含めた決算説明会を実施いたしました。また、当社ホームページ上のIRサイトにて決算の説明資料や動画を掲載し、今後ともこうした最新の情報開示・提供をしてまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2024年4月にアナリスト・機関投資家向け、及び10月に個人投資家も含めた決算説明会を実施いたしました。今後も定期的に開催してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を勘案して検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIRサイトにて、決算に関する情報、各種説明資料、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 広報・IRグループが当社IRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社是・経営理念のもと、行動指針(五ケンの戒め)を定めており、全ての役員・従業員が遵守していくと共に、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの皆様から信頼していただけるよう努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2007年より東南アジアで植林活動を年に一度継続して実施しております。 地元貢献を含むCSR活動は、当社ホームページのサステナビリティサイトに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はディスクロージャーポリシーを定め、株主をはじめとするステークホルダーへの適時適切な情報開示を行う方針を、当社ホームページ上のIRサイトに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が制定している内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりです。

1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社は、社是、経営理念、及び行動指針を、当社及び子会社の全ての役員・従業員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

総務部がコンプライアンスを担当し、当社及び子会社の全ての役員・従業員の法令遵守の取組を推進する。また、「コンプライアンス規程」を定め、同部を中心にその遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。重要事項については、取締役会に報告する。

法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報窓口を設置する。

2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録・保存する。

取締役及び監査役は、必要に応じ、取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書等を閲覧できる。

3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

「リスク管理規程」に基づき、業務執行に係るリスクの把握、管理及び危機発生に備えた対応を行う。

リスク管理委員会は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を行い、必要に応じて取締役会に対し、リスク管理に関する活動状況を報告し、提案を行う。

重大な危機が発生した場合には、社長を委員長とするリスク管理委員会を速やかに開催し、危機への対応と速やかな収束に向けて活動する。

4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、「取締役会規程」の他、「組織規程」、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」を制定し、必要に応じ定期的な見直しを行う。

取締役会は、「取締役会規程」に基づき月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

5)当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。

内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、社長に報告する。

「関係会社管理規程」を定め、一定の経営上の重要事項については機関決定前に当社の承認を求め、又は報告することを義務付けることとし、一定の基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。

6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号)

当社は、監査役を補助する従業員を配置していないが、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

監査役を補助すべき従業員の異動・評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。

監査役を補助すべき従業員は、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

7)監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号、会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社及び子会社の役員・従業員は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

内部監査室は、当社及び子会社に対して実施した内部監査の結果を、定期的に報告する。

内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、監査役に定期的に報告する。

監査役への報告を理由として取締役及び従業員が不利な取扱いを受けないことを保障する。

8)監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役がその職務の執行について支出した費用の償還などの請求をしたときは、当該費用が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)
監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために取締役会等の会議に出席する。
監査役は、取締役や経営陣とのミーティング、営業所や子会社への往査を必要に応じ実施する。月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じ臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関りを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針としております。その旨を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

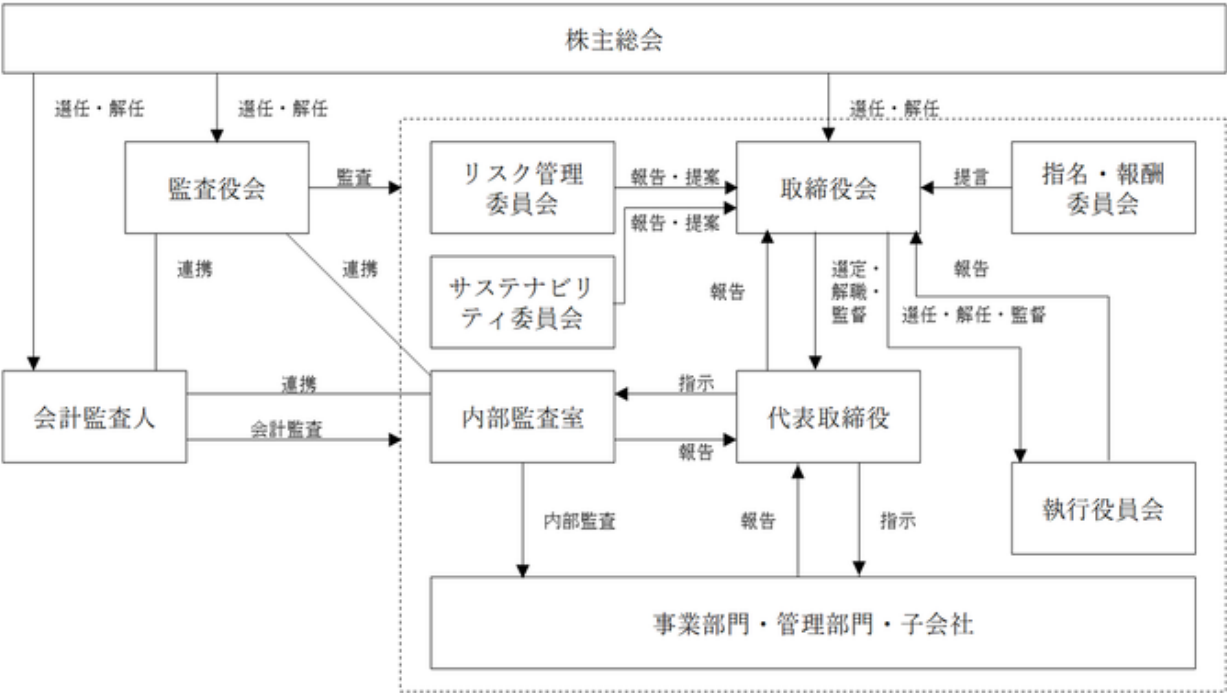
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

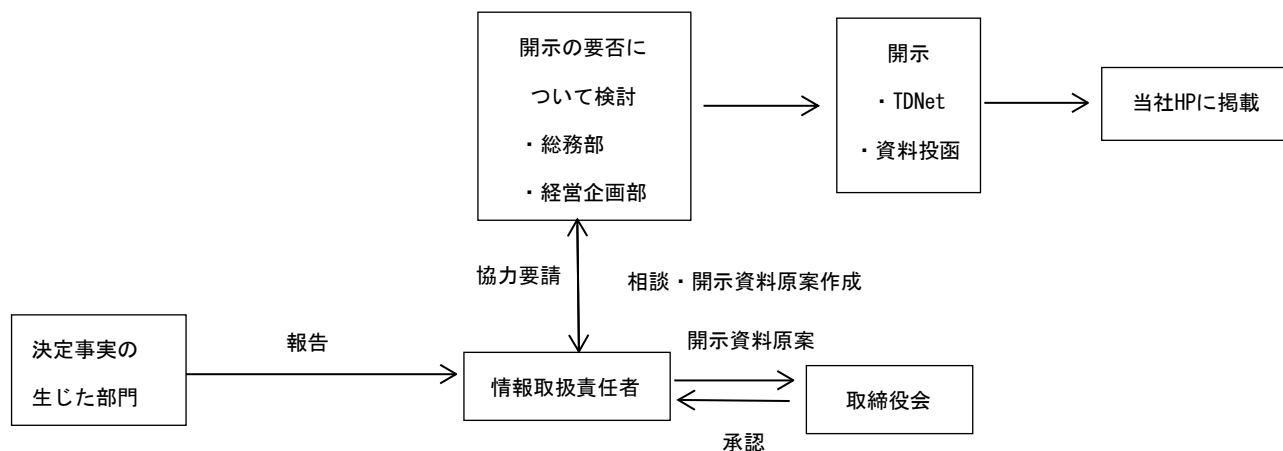
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



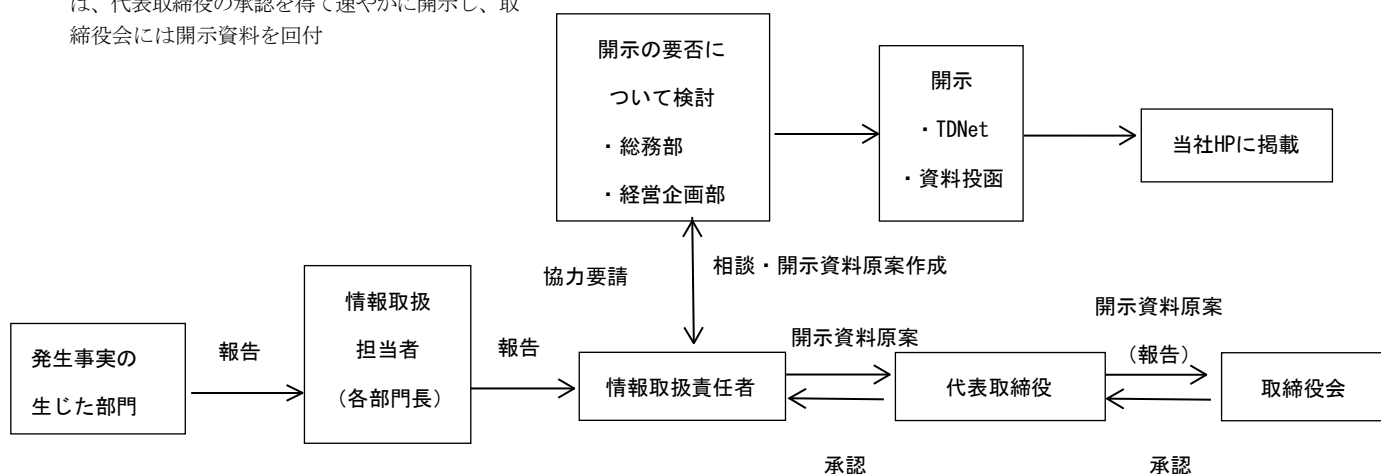
(1) 情報の適時開示業務フロー

① 決定事実に関する情報



② 発生事実に関する情報

※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付



③ 決算情報に関する情報

